

昭島市公共工事に係る前金払の実施基準

(通則)

第1条 昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号。以下「規則」という。）による公共工事の前金払に関する事務の取扱いについては、この実施基準の定めるところによる。

(前金払の対象)

第2条 規則第47条に定める前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木工事、建築工事、設備工事、土木建築に関する工事の設計及び地質調査又は測量のうち、契約金額が50万円以上のものとする。

(前払金の支払等)

第3条 契約締結後、契約の相手方から前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

2 前項の規定により契約の相手方が前払金を請求する場合は、契約締結後1箇月以内に、契約の相手方に、前金払申込書兼請求書（第1号様式又は第2号様式）を提出させるものとする。

3 前金払の対象となる契約について、契約の相手方が前払金を請求しない場合は、当該契約の相手方に前金払確認書（第3号様式）を提出させるものとする。

(前払金の端数整理等)

第4条 前払金に10万円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて支払うものとし、前払金の額が10万円未満のときはその全額を支払わないものとする。

(前金払の対象、率等の明示)

第5条 前金払の対象とされる工事等及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対し、これを明示するものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還)

第6条 前払金の追加又は返還については、原契約金額の30%を超える増減がありかつ竣工までの期間が1箇月以上ある場合に、追加払い又は返還をさせることができる。ただし、前払金を追加払する場合においては、既に支払った前払金の額との合計が3億円を超えてはならない。

(1) 契約金額を増額した場合 土木工事、建築工事及び設備工事については増額後の契約金額の4割、土木建築に関する工事の設計及び地質調査又は測量については増額後の契約金額の3割に相当する額(10万円未満の端数は切り捨てる。次号において同じ。)から支払済みの前払金の額を差し引いた額

(2) 契約金額を減額した場合 支払済みの前払金の額から減額後の契約金額の3割(土木工事、建築工事及び設備工事については、4割)に相当する額を差し引いた額

2 規則第47条第3項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に提出させたうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。

(前払金の使途制限)

第7条 前払金は、当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(前払金の返還)

第8条 規則第47条第3項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から市長が指定する日までに当該前払金を返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき年5パーセントの割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払わせるものとする。

2 規則第47条第3項及び第4項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

3 規則第47条第3項の規定により前払金を返還させる場合において契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市に提出させるものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(振込口座を債権者登録していない場合)

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

(宛先) 昭島市長

受注者 住 所
名 称
代表者 印

前金払申込書兼請求書

昭島市契約事務規則第 47 条の規定に基づき、下記のとおり前金払を申し込み、請求します。
なお、前金払の申込にあたり公共工事の前払金保証事業会社の保証書又は保証書謄本を提出します。

記

- 1 契約番号 第 号
- 2 契約件名
- 3 契約金額

	十億			百万			千		円
--	----	--	--	----	--	--	---	--	---

(消費税等相当額を含む)

- 4 前金払の請求金額

	十億			百万			千		円
--	----	--	--	----	--	--	---	--	---

添付書類 保証証書（前払金保証）、前払金保証約款

(振込口座を債権者登録している場合)

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）昭島市長

受注者 住 所
名 称
代表者

前金払申込書兼請求書

昭島市契約事務規則第 47 条の規定に基づき、下記のとおり前金払を申し込み、請求します。
なお、前金払の申込にあたり公共工事の前払金保証事業会社の保証書又は保証書謄本を提出します。

記

- 1 契約番号 第 号
- 2 契約件名
- 3 契約金額

	十億			百万			千			円
--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(消費税等相当額を含む)

- 4 前金払の請求金額

	十億			百万			千			円
--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

5 口座情報等

債権者番号											
振込先金融機関	銀行 信金 信組 農協				本店 支店						
	預金種目		口座番号								
	口座名義	フリガナ									
		名 義									

6 責任者連絡先

責任者名	
責任者所属部署名	
責任者電話番号	
責任者メールアドレス	

7 連絡先

担当者名	
担当者所属部署名	
電話番号	
メールアドレス	

添付書類 保証証書（前払金保証）、前払金保証約款

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）昭島市長

	住 所
受注者	名 称
	代表者

前 金 払 確 認 書

契約番号 第 号

契約件名

上記契約について、昭島市契約事務規則第47条の規定に基づく前金払の請求をいたしません。